



受動喫煙防止対策

マナーからルールへ!

受動喫煙対策を強化するため、昨年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。

これにより、受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。

たばこを吸わない人も吸う人も、尊重し合う社会を目指して、「望まない受動喫煙」を防ぎましょう。

健康医療対策課健康増進係 Tel (52) 7935

◎施設ごとに必要な措置

受動喫煙防止のため、施設の区分に応じ、施設内(屋内を含む)が原則禁煙となる施設があります。

詳しくは、下表をご確認ください。

※喫煙ができる場所には、20歳未満は立ち入れません。

改正の基本的考え方

次の3つの基本的な考え方を趣旨として定められています。

- ①「望まない受動喫煙」をなくす
- ②受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者などに特に配慮する
- ③施設の類型・場所ごとに対策を実施

◎スケジュール

改正された健康増進法は令和2年4月1日から全面施行されます。一部の施設は、7月1日から受動喫煙防止対策が始まります。

■第1弾(1月24日施行)

喫煙する際の周囲の状況への配慮義務など

■第2弾(7月1日施行)

学校・病院・児童福祉施設など、行政機関(A)
→敷地内禁煙

■第3弾(令和2年4月1日施行)

- ・旅客運送事業自動車・航空機
→禁煙
- ・A以外の多数の者が利用する施設、旅客運送事業船舶・鉄道
→原則屋内禁煙
- ・喫煙を目的とする施設(公衆喫煙所、バーやスナックなど)
→喫煙可

◎施設の区分ごとの受動喫煙防止対策

施設の区分	受動喫煙防止対策	経過措置
A 学校・病院・児童福祉施設など、 行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙(敷地内禁煙) ※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所以が設置できます。	—
上記以外の多数の者が利用する施設 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙	加熱式たばこ: 原則屋内禁煙 ※喫煙専用室(喫煙)内でのみ喫煙可
B 飲食店	※喫煙専用室(喫煙)内でのみ喫煙可	既存特定飲食提供施設 既存の経営規模の小さい飲食店(個人または中小企業かつ客席面積100㎡以下の飲食店)は、標識の掲示により喫煙可

※詳しい内容は、広報7月号で特集します。